

# 令和4年9月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第53号 亀山市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例・・・	1
議案第54号 亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における 選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条 例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・	3
議案第55号 亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部 を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・	4
議案第56号 亀山市手数料条例の一部を改正する条例・・・	6

件名	亀山市急傾斜地崩壊対策事業分 担金徴収条例	建設部 土木課
----	--------------------------	------------

## 1 制定・改廃の背景と趣旨

長雨、集中豪雨等による土砂災害の発生が全国各地で増加する傾向にある中、三重県では、急傾斜地<sup>※1</sup>の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、住民からの要望に基づき、急傾斜地崩壊対策事業<sup>※2</sup>（以下「事業」といいます。）を実施しており、その経費の一部については、地方財政法（昭和23年法律第109号）の規定により市町が負担しています。

地方自治法（昭和22年法律第67号）では、普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができることとされています。

このことから、市が経費の一部を負担する事業について、当該事業の実施により特に利益を受ける者<sup>※3</sup>から分担金を徴収するため、この条例を制定するものです。

※1 急傾斜地とは、傾斜度が30度以上かつ高さが5m以上の自然斜面をいいます。

※2 急傾斜地崩壊対策事業とは、急傾斜地崩壊防止施設の設置等を行うことによって、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護し、民生の安定と国土の保全に資することを目的とした事業をいいます。

※3 特に利益を受ける者とは、急傾斜地の所有者、その周辺に居住する市民等を含みます。

## 2 制定内容

(1) この条例の趣旨は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき三重県が実施する事業（既に施工した施設のうち災害防止機能が不足する施設の改造を行うものを除きます。）について、その経費の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定により徴収する分担金（以下「分担金」といいます。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとします。

＜第1条関係＞

- (2) 分担金は、事業の実施により特に利益を受ける者から徴収し、その額は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条の規定により市が負担する額の2分の1に相当する額とします。 <第2条関係>
- (3) 分担金は、市長の指定する期日までに、納入通知書により納付しなければならないこととします。 <第3条関係>
- (4) 分担金の納付に際して、災害その他特別の理由により必要があると認めるときは、指定する期日を延長し、分担金の徴収を猶予し、又はその全部若しくは一部を免除することができることとします。 <第4条関係>
- (5) この条例に定めるもののほか、分担金の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定めます。 <第5条関係>

### 3 その他

- (1) 施行日は、令和5年4月1日とします。
- (2) この条例の施行日前に着手した事業については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。

件 名	亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	選挙管理委員会 事 務 局
-----	---	------------------

### 1 制定・改廃の背景と趣旨

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部が改正され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額が改定されたことから、これに準じて亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費においても限度額を改定するため、所要の改正を行うものです。

### 2 改正内容

(1) 選挙運動用ビラの作成に係る限度額を引き上げます。

＜第2条及び第6条関係＞

	改正後	改正前
選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価	7円73銭	7円51銭

(2) 選挙運動用自動車の使用に係る限度額を引き上げます。

＜第4条関係＞

	改正後	改正前
選挙運動用自動車の借入れ (使用された各日につき)	16,100円	15,800円
選挙運動用自動車に供給した 燃料の代金(1日当たり)	7,700円	7,560円

(3) 選挙運動用ポスターの作成に係る限度額を引き上げます。

＜第5条関係＞

	改正後	改正前
選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価	(541円31銭 ×掲示場の数+ 316,250円) ÷掲示場の数	(525円6銭 ×掲示場の数+ 310,500円) ÷掲示場の数

### 3 その他

施行日は、公布の日とします。

件名	亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	総務財政部 総務課
----	-----------------------------	--------------

### 1 制定・改廃の背景と趣旨

人事院規則 19-0（職員の育児休業等）などの人事院規則の一部が改正され、令和4年10月1日から、非常勤職員の育児休業の取得に係る要件を緩和するなどの育児休業の取得の柔軟化等に関する規定が施行されます。

このことから、市の職員の育児休業等に関する規定について、改正後の人事院規則の規定に準じた取扱いとするため、所要の改正を行うものです。

### 2 改正内容

- (1) 育児休業を取得することができる職員の要件として「非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、子の出生日から起算して8週間と6月を経過する日まで」を追加します。また、非常勤職員の子が1歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を定める規定を整備します。 <第2条関係>
- (2) 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月に達する日とする要件について、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備します。 <第2条の3関係>
- (3) 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件について、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備します。 <第2条の4関係>
- (4) 再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除します。また、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備します。 <第3条関係>
- (5) 人事院規則の規定に準じた規定の整理等を行います。  
<第2条の5、新第3条の2及び第11条関係>

### 3 その他

- (1) 施行日は、令和4年10月1日とします。

(2) この条例の施行の際現に育児休業等計画書を提出している職員については、改正前の育児休業等計画書に関する規定は、なおその効力を有するとする経過措置を設けます。

件名	亀山市手数料条例の一部を改正する条例	建設部 建築住宅課
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の一部が改正され、令和4年10月1日から、建築行為を伴わない既存住宅に対する長期優良住宅建築等計画等の認定を申請することができる制度が施行されることから、当該申請に係る手数料を定めるため、所要の改正を行うものです。</p> <p>また、建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部が改正されたことに伴い、併せて所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>（1）建築行為を伴わない既存住宅に対する長期優良住宅建築等計画等の認定に係る審査の所要時間は、増改築を伴う既存住宅に対するものと同等であることから、当該認定の申請に係る手数料は、増改築に伴う既存住宅に対する同様の申請に係る手数料と同額とします。 &lt;別表第4関係&gt;</p> <p>（2）建築基準法の一部改正に伴う規定の整理を行います。 &lt;別表第3関係&gt;</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、令和4年10月1日とします。ただし、建築基準法の一部改正に伴い規定を整理する改正規定の施行日は、公布の日とします。</p>		